

生活保護のしおり

生活を保障し自立を支援します

このしおりは生活保護のしくみや、申請の手続きについて説明したものです。わからないことや、ご相談のある方は、お気軽にさくら市福祉事務所までおたずねください。

さくら市福祉事務所
(さくら市役所 健康福祉部福祉課)

生活保護について

生活保護制度とは

給与や年金、手当などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回り、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活の維持ができないかた（世帯）に対して、国の責任において「健康で文化的な最低限度の生活」を保障できるように、憲法（第25条）や法律（生活保護法）で定められた制度です。

生活保護の目的とは

生活保護は、資産や能力などを活用しても、どうしても生活に困る人に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに将来的に自立できるように助けていくことを目的としています。

目次

第1 生活保護利用までの流れ

- 1 相談 2
- 2 申請 2
- 3 調査・審査 3
- 4 決定通知 4

第2 生活保護の利用が開始されたら

- 1 生活保護の種類 5
- 2 生活保護を利用する方の権利・義務 . . . 6
- 3 届出と申告 7
- 4 医療機関への受診について 8
- 5 減免制度について 9

第1 生活保護利用までの流れ

生活保護は、次のような手続きを得て受給することになります。

1 相談

福祉事務所で困っている内容を相談してください。

2 申請

申請書類一式を提出してください。

3 調査・審査

資産状況等を調査し、保護が受けられるか、審査します。

4 決定通知

生活保護利用の可否についてお知らせします。

それでは、上記1～4の流れに沿って説明していきます。

1 相談

生活に困っている、生活保護を利用したいと思ったら、福祉事務所に相談してください。**窓口はさくら市役所本庁舎の1階です。**事前に連絡をいただければ、相談室（個室）を用意することもできます。

相談時には、市の担当者が生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。お話は可能な範囲でかまいませんので、お気軽に相談してください。保護制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には、申請をしてください。



2 申請

生活保護を受けるには、本人の意思で申請することが必要です。申請は、福祉事務所へ申請書類を提出します。**原則、世帯単位での申請となります。**申請に伴い、調査に必要な書類や、資産状況を確認できる書類の提出を求めることがあります。ご事情によりご本人が申請できないときは、ご親族による申請も可能です。なお、明らかに窮迫した状況にあるときには、本人からの申請がなくても福祉事務所の判断で生活保護の利用を開始する場合があります。

申請時に持参するものの例（相談時に準備していただく一覧表をお渡しします。）

- 印鑑
- 預貯金通帳
- 給与明細書
- 身分証明書
- 健康保険証など



生活保護制度では、利用し得る資産、能力、その他、あらゆるものの活用を保護の要件にしていることから、申請を受けて、次のような調査・審査を行います。

◎資産の調査

あなたからの届出のほか、銀行や保険会社等へ資産があるか、調査を行います。活用できる資産がある場合には、資産を売却するなどして、生活費に充てる必要があります。（資産の例：自動車・保険・不動産など）



◎能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働いて収入を得る必要があります。ただし、病気や障害により働けない方に対しては、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。



◎他制度の活用

生活保護以外の制度（年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など）が利用できる場合、まずは、そちらを優先して活用していただきます。



◎ご親族への調査

親、子ども、兄弟姉妹など、民法上で扶養義務のある方に対し、申請世帯への支援が可能であるか、調査を行います。家庭内暴力など特別な事情がある場合には調査を見合わせることもありますので、ご相談ください。ご親族からの支援は、保護に優先して行われます。



◎ご自宅の訪問

お住いの状況や、生活状況を確認するため、ご自宅へ訪問します。



様々な調査をしたあと、生活保護の利用ができるか、どの程度の保護が必要か、審査を行います。「世帯の収入」（月額）と国の基準などによって決定した「世帯の最低生活費」（月額）との比較により保護の必要性を審査します。

○「世帯の収入」が「世帯の最低生活費」を下回る場合 ⇒ 生活保護決定

✖「世帯の収入」が「世帯の最低生活費」を上回る場合 ⇒ 申請却下

申請した日から、原則14日以内（特別な事情がある場合には、30日以内）に審査の結果を通知します。決定内容に納得ができない場合には、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に栃木県知事に対して審査を求めることができます。

★調査時のチェックポイント！！

◎資産について

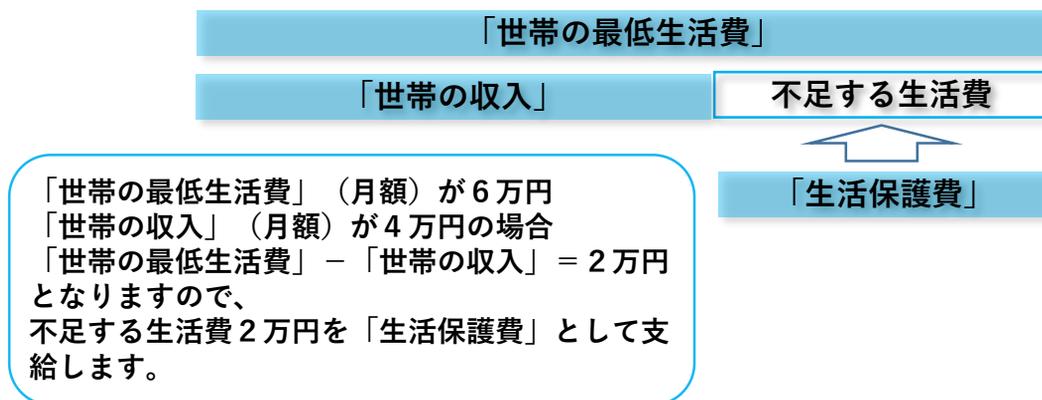
【自動車】は原則として、処分することになります。運転についても、生活保護受給中は所有、借用を問わず、原則としてできなくなります。ただし、自動車以外での通勤が困難な場合、身体障害者の通院など、個別の事情により判断し、特例としてその目的使用に限り、保有が認められることもあります。

【保険】は原則として解約することになります。ただし、解約返戻金が少額である場合や、保有しているほうが世帯の自立助長につながる場合は、保有が認められることもあります。

【現在、お住いの家屋とそれに付属する土地】は、原則、保有が認められます。ただし、ローン付き住宅はこの限りではありません。また、処分価値が高いものについては、処分していただく必要があります。要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能である場合には、その活用が優先されます。

★審査時のチェックポイント！！

生活保護の審査は、世帯を単位として決定します。一緒に生活している「世帯全員の収入」が、国が定めた「世帯の最低生活費」を下回ったときに保護決定となり、「不足する生活費」を「生活保護費」として支給します。



「最低生活費」の基準は、国（厚生労働大臣）が定めています。世帯の人数や、年齢、障害有無、入院中かどうかなど、定められた各種基準を組み合わせ、算定されます。借金の返済などに要する費用は最低生活費に含まれません。

「収入」は、世帯員のすべての収入を対象とします。給料、年金、手当、仕送り、何かを売ったり貸したりして得た収入などの合計です。保護開始時に保有する手持金（預貯金）は、世帯の最低生活費の五割を超える額を収入として認定します。

第2 生活保護の利用が開始されたら

生活保護を受けている世帯には、担当するケースワーカーが年に数回訪問調査を実施し、自立に向けた支援を行います。

1 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって、つぎの8つの扶助に分けられています。支給にはそれぞれ条件があります。

① 生活扶助

衣食・光熱水費・携帯電話料金など日常生活に要する費用です。



③ 教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費を支給します。



⑤ 介護扶助

介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の自己負担分（1割分）が不要となります。

⑦ 生業扶助

高等学校の学費や、就職するために必要となる資格取得にかかる費用を支給します。



② 住宅扶助

家賃・地代、住宅の補修などの費用を決められた限度額内で支給します。



④ 医療扶助

医療費は、保険適用内であれば、自己負担は発生しません。治療材料や、施術なども、要件にあてはまれば支給できるものもあります。

⑥ 出産扶助

出産費用を限度額内で支給します。



⑧ 葬祭扶助

世帯員がなくなった際に必要な葬儀費用を限度額内で支給します。



これら以外に、一時扶助という臨時的に支給される保護費もあります。

①、②、③、⑥、⑦、⑧は原則として、毎月5日に指定のあった銀行口座へ振り込まれます。④、⑤については、福祉事務所から、病院や薬局へ直接支払われます。

生活保護を利用する方の権利

生活保護を利用する方には、つぎのような権利が保障されています。

- 1 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- 2 正当な理由なく、保護費が減少されたり、保護が利用できなくなることはありません。
- 3 保護費や、保護の金品に対して税金がかけられたり、差し押さえられることは、ありません。
- 4 生活保護の「開始」、「変更」、「停止」、「廃止」などは文書でお知らせしますが、決定内容に納得ができない場合には、決定を知った日の翌日から数えて3カ月以内に栃木県知事に対して、審査を求めることができます。

生活保護を利用する方の義務

生活保護を利用する方には、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、つぎのような義務があります。

- 1 **生活向上に向けた努力をする義務。**
働ける方は、その能力に応じて働いて収入を得られるよう努力してください。
病気やケガで働けない方は、病院に通院して、治療に専念してください。
生活費の節約を心がけて、生活の維持・向上に努めてください。
- 2 **保護費を支給目的のために使う義務。**
保護費は、それぞれの目的のために支給していますので、目的のために使用してください。滞納などが無いようにしてください。（家賃、給食費など）
- 3 **必要な届出をする義務。**
収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、また、居住地、世帯の構成に異動があったときには、すみやかに届出ください。詳しくは、7ページをご覧ください。
- 4 **福祉事務所の指示・指導に従う義務。**
福祉事務所から、正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けた時には、これを守らなければなりません。指示や指導に従わないときは、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

生活状況に変化があったときには、保護費を調整する必要があるため、すみやかに福祉事務所まで報告をしてください。保護費は、世帯全体で受けていますので、**世帯全員の申告が必要です（世帯員が未成年・高校生であっても必要です。）**。

届出（生活状況に変化があった場合）

- 住所が変わるとき。（転居等については、必ず事前に相談してください）
- 家族に変化があったとき。（出席・死亡・転入転出・入退学・結婚など）
- 就職・転職・離職したとき。
- 健康保険などの資格を取得・喪失したとき。
- 家を帰省などで長期間留守にするとき。
- 家賃、地代等が変更されたとき。
- その他、生活状況に変化があるとき。



収入・資産申告（収入や資産に変更があった場合）

収入があった場合、資産に変更があった場合は、すみやかに申告してください。収入・資産がない場合でも年に一回の申告が必要です。

- 毎月の給料を受け取ったとき、また、賞与があったとき。
- 年金などの公的手当があったとき、また、変更があったとき。
- 仕送り、養育費、遺産相続などの収入があったとき。
- ネットオークション売上金、宝くじ等の収入があったとき。
- 生命保険を解約をしたとき、また、解約返戻金があったとき。
- 不動産による収益があったとき。（土地の売却、電柱使用料など）
- 記載したものは一例であり、あらゆる収入・資産の申告が必要です。



収入認定された額は、最低生活費として使用することになります。しかし、収入申告を適正に行えば、収入認定額からその一部、または全部を控除して収入認定しない取り扱いができることがあります。また、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入認定しない取り扱いができる場合がありますので、該当がある場合にはご相談ください。

※「控除」とは、収入から除かれることで、控除された分は手元に残ります。



保護費の返還について

必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をして受け取った保護費は返還をしていただきます（保護費は、医療費を含む）。また、故意に事実と異なる申告をした場合や、申告をしないなど、不正に生活保護費を受け取った場合には、支給した保護費を返還してもらうほか、生活保護法や、刑法の規定により処罰されることがあります。

4 医療機関への受診について

病気やけがで病院を受診したい場合には、事前に福祉事務所へ申請し、医療をうけるための「診療依頼書」の発行をしてもらうことが必要です。国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は使用してはいけませんので、保険証は市役所へ返還してください。



病院へ行く前にはまずは申請をしてください

担当ケースワーカーに相談して、「診療依頼書」の発行申請を行ってください。受診時には「診療依頼書」を病院窓口に提出してください。なお、生活保護法の指定を受けた病院で受診することが原則です。医療費については、保険適用内であれば、自己負担は発生しません。ただし、収入に応じて自己負担金（本人支払額）が生じる場合があります。

【注意事項】

- ・ 同じ病気で同じ病院に継続して受診する場合、2回目以降は「診療依頼書」の発行手続きは必要ありません。同じ病気で、2か所以上通うことはできません。
- ・ 国民健康保険以外の健康保険に加入している場合は、その健康保険を使用してください。この場合も自己負担分は発生しません。
- ・ できるだけ近くの病院で受診してください。



5 減免制度について

生活保護を受けているあいだは、次のようなものに対して減免制度が活用できる場合がありますので、手続きをしてください。申請には、「保護受給証明書」が必要な場合があります。不明な点は、ご相談ください。

- 住民税、固定資産税
- NHK放送受信料
- 国民年金保険料
- 住民票写し等の発行手数料 など

メモ

お問合せ先・相談先

〒329-1392

栃木県さくら市氏家2771番地

さくら市福祉事務所

(さくら市役所 健康福祉部福祉課)

電話番号 028-681-1106

あなたの担当者は_____です。

月曜日から金曜日 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)